

## 108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算 (特養の空床利用型又は併設本体施設が特養)	①短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が25以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満	
	②短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が26以上60以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護2人未満	
	③短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が61以上80以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護3人未満	
	④短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が81以上100以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護4人未満	
	⑤短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が101人以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	
	人員基準緩和を適用した場合	<input type="checkbox"/> ②～⑤に0.8を乗じた数未満。	
夜勤減算 (併設本体施設がユニット型特養)	短期入所生活介護の利用者数及びユニット型特養の入居者数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
夜勤減算 (上記以外)	短期入所生活介護の利用者数が25以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて1未満	
	短期入所生活介護の利用者数が26以上60以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて2未満	
	短期入所生活介護の利用者数が61以上80以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて3未満	
	短期入所生活介護の利用者数が81以上100以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて4未満	
	短期入所生活介護の利用者数が101以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて4に利用者数が100を超えて25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算【ユニット型】 (併設本体施設が特養)	夜勤を行う看護職員・介護職員の数がユニット型短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
夜勤減算【ユニット型】 (上記以外)	2ユニットごとに夜勤を行う看護職員・介護職員の数が1以上(併設本体施設がユニット型特養である場合は、当該ユニットの数は合計することができる)	<input type="checkbox"/> 満たさない	
定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	ユニットごとに日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録	<input type="checkbox"/> 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	身体的拘束等の適正化のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月末まで経過措置	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	<input type="checkbox"/> 該当	※感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は減算。
共生型短期入所生活介護	共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の92	
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 実施	
	生活相談員の配置	<input type="checkbox"/> 1以上	
	地域に貢献する活動	<input type="checkbox"/> 実施	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師）の助言に基づき当該短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	※利用者の状況は、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整した上で、ICTを活用した動画やテレビ電話の把握でも可。
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行う	<input type="checkbox"/> 該当	※利用者等に対する説明は利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等の活用可。
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該短期入所生活介護事業所を訪問し、当該短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、理学療法士等が短期入所生活介護事業所を3月ごとに1回以上訪問し、個別機能訓練計画の進捗状況を評価したうえで、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行う	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
機能訓練指導員加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（一定の実務経験が必要））を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	配置
	利用者数が100人超の場合、上記の要件に加え、常勤換算で利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/>	配置
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（一定の実務経験が必要））を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	配置
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成、計画の内容を説明し記録、見直し実施	<input type="checkbox"/>	3月ごとに実施
	計画に基づく機能訓練の実施	<input type="checkbox"/>	実施
看護体制加算（Ⅰ）	1 常勤の看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/>	該当
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり
看護体制加算（Ⅱ）	1 常勤換算で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置	<input type="checkbox"/>	該当
	2 看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/>	あり
	3 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり
看護体制加算（Ⅲ）イ	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たす	<input type="checkbox"/>	該当
	前年度又は前3月の利用者総数のうち、要介護3以上が7割以上	<input type="checkbox"/>	あり
	定員29人以下	<input type="checkbox"/>	あり
看護体制加算（Ⅲ）ロ	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たす	<input type="checkbox"/>	該当
	前年度又は前3月の利用者総数のうち、要介護3以上が7割以上	<input type="checkbox"/>	あり
	定員30人以上50人以下	<input type="checkbox"/>	あり

点検項目	点検事項	点検結果	
看護体制加算(Ⅳ)イ	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす	<input type="checkbox"/> 該当	
	前年度又は前3月の利用者総数のうち、要介護3以上が7割以上	<input type="checkbox"/> あり	
	定員29人以下	<input type="checkbox"/> あり	
看護体制加算(Ⅳ)ロ	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす	<input type="checkbox"/> 該当	
	前年度又は前3月の利用者総数のうち、要介護3以上が7割以上	<input type="checkbox"/> あり	
	定員30人以上50人以下	<input type="checkbox"/> あり	
医療連携強化加算	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視	<input type="checkbox"/> 実施	
	協力医療機関と連携した緊急時対応の取り決め	<input type="checkbox"/> 実施	
	急変時の医療提供の方針について、利用者から同意	<input type="checkbox"/> 実施	
	厚生労働大臣が定める状態	<input type="checkbox"/> 該当	
看取り連携体制加算	以下の①～②のいずれかに該当		
	①看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定かつ当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している	<input type="checkbox"/> 該当	
	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対し当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	短期入所生活介護費・併設型短期入所生活介護費の算定	<input type="checkbox"/> 算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 ( : ~ : )
	(1) 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の10/100以上設置、②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等の活用可)を設置し3月に1回以上開催し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) ①入所者が使用するすべての居室見守り機器を設置、②インカム等の機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォン等の機器を、すべての夜勤職員が使用し、入所者の状況を常時把握、③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催、④入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施、⑤夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施、⑥見守り機器等の不具合のチェック、定期的な点検、⑦見守り機器等の使用方法の講習、ヒヤリ・ハット事例等の周知、再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.6以上(人員基準緩和を適用する場合は0.8以上)上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	ユニット型短期入所生活介護費・併設型ユニット型短期入所生活介護費の算定	<input type="checkbox"/> 算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 ( : ~ : )
	(1) 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 夜勤配置加算（Ⅰ）の（2）に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 夜勤配置加算（Ⅰ）の（3）に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	短期入所生活介護費・併設型短期入所生活介護費の算定	<input type="checkbox"/> 算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 ( : ~ : )

点検項目	点検事項	点検結果	
	(1) 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 夜勤配置加算(Ⅰ)の(2)に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 夜勤配置加算(Ⅰ)の(3)に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施できる職員の配置	<input type="checkbox"/> 該当	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	ユニット型短期入所生活介護費・併設型ユニット型短期入所生活介護費の算定	<input type="checkbox"/> 算定	夜勤時間帯 22:00~5:00を含めた連続する16時間 ( : ~ : )
	(1) 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 夜勤配置加算(Ⅰ)の(2)に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 夜勤配置加算(Ⅰ)の(3)に該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施できる職員の配置	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	<input type="checkbox"/> 該当(7日を限度に算定)	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家族との同意の上、利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	<u>次のa~cの者が直接利用を開始していない</u> a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断した医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録している	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者に応じたサービスの提供	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	<input type="checkbox"/> あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	<input type="checkbox"/> あり	
	適切なアセスメントによる代替手段の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	連続算定日数	<input type="checkbox"/> 7日以内	※やむを得ない事情がある場合は14日以内
長期利用者減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所	<input type="checkbox"/> 該当	
	連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所	<input type="checkbox"/> 非該当	
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決め	<input type="checkbox"/> 該当	
	他の介護サービスの事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度	<input type="checkbox"/> 該当	
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	<input type="checkbox"/> 実施	委託契約書
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間の平均で5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が直近3月間の平均で5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認している	<input type="checkbox"/> 該当	
	① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保		
	② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮		
	③ 介護機器の定期的な点検		
④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当		
(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある			
(3) 介護機器を複数種類活用している			<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	<input type="checkbox"/>	該当
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/>	該当
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の(1)に適合している	<input type="checkbox"/>	該当
	(2) 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/>	該当
	(3) 事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	以下のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	②介護職員の総数のうち勤続10年以上介護福祉士35%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数うち介護福祉士60%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	以下のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員75%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	③直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続7年以上30%以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 I	1 賃金改善について次に掲げる(1)～(2)いずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算IVを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置 (賃金改善の見込み額が月額8万円以上でも可)
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表(見える化要件)	<input type="checkbox"/> あり	
10 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定若しくは併設本体施設が介護職員等処遇改善加算Iを届出ている	<input type="checkbox"/> 該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 1 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる(1)～(2)いずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置 (賃金改善の見込み額が月額8万円以上でも可)
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	10 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果		
	<p>9 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施</p>	<input type="checkbox"/>	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算IV	<p>1 介護職員等処遇改善加算IVを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること</p>	<input type="checkbox"/>	該当	<p>処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置</p>
	<p>2 改善計画書の作成、周知、届出</p>	<input type="checkbox"/>	あり	処遇改善計画書
	<p>3 賃金改善の実施</p>	<input type="checkbox"/>	あり	
	<p>4 処遇改善に関する実績の報告</p>	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	<p>5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑</p>	<input type="checkbox"/>	なし	
	<p>6 労働保険料の納付</p>	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	<p>7 次の(一)、(二)のいずれにも適合</p>	<input type="checkbox"/>	あり	
	<p>(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知</p>	<input type="checkbox"/>	あり	
	<p>(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知</p>	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書
<p>8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知</p>	<input type="checkbox"/>	あり		
	<p>9 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施</p>	<input type="checkbox"/>	該当	※令和8年3月末まで

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 V	1 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 (一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	7 (二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	7 (三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	<input type="checkbox"/> あり		
10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定若しくは併設本体施設が介護職員等処遇改善加算Ⅰを届出ている	<input type="checkbox"/> 該当		